

精神科救急医療に係る事業取扱要領 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1 略</p> <p>2 (1) ~ (4) 略</p> <p>(5) 患者移送事業</p> <p>ア 略</p> <p>イ 受入協力料</p> <p>輪番病院が救急患者の受入要請に応じた場合、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市が依頼したものについては該当の自治体が、また情報窓口が紹介したものについては居住地を所管する自治体が、受入実績要請に応じた実績に対して、1件につき52,963円を、月毎に支払うものとする。<u>これは、診察を開始すればその結果を問わず支払う。また、輪番の時間帯以外に受入れを行った場合にも支払う。</u>ただし、久里浜医療センターに対しては支払わない。</p> <p><u>輪番病院に属さない神奈川県内の医療機関が救急患者の受入要請に応じた場合、受入協力料を支払うことができるが、その判断については各自治体が行うこととする。</u></p> <p>ウ~オ 略</p> <p>(6) ~ (7) 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> | <p>1 略</p> <p>2 (1) ~ (4) 略</p> <p>(3) 患者移送事業</p> <p>ア 略</p> <p>イ 受入協力料</p> <p>輪番病院が救急患者の受入要請に応じた場合、神奈川県、横浜市、川崎市又は相模原市が依頼したものについては該当の自治体が、また情報窓口が紹介したものについては居住地を所管する自治体が、受入実績要請に応じた実績に対して、1件につき52,963円を、月毎に支払うものとする。ただし、久里浜医療センターに対しては支払わない。</p> <p>ウ~オ 略</p> <p>(6) ~ (7) 略</p> <p>附則 略</p> |